

---

---

## 2 豊かな自然環境の保全

---

---

### 2-1 多様な自然環境の保全

#### 1 自然環境の状況(みどり自然課)

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス(赤石山地)、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温で見ると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

### 2 自然環境の保全施策

#### (1)森林の保全育成

##### ①本県の植生

本県は、県南部の富士川の最低点 80mから最高点は富士山の 3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけての海拔 500m ぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔 1,800m ぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔 1,800m から 2,500m の間は、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔 2,500m 以上の寒帯(高山帯)にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

## ②国の施策の動向等

国では、平成 13 年 6 月に、林業基本法を抜本的に改正し、林業総生産の増大という理念を見直し、森林の多面的機能の持続的発揮と、それを支える林業の健全な発展や木材利用の促進を図ろうとする新たな目標を掲げた「森林・林業基本法」を施行しました。同法においては、森林を①水土保持林、②森林と人との共生林、③資源の循環林の 3 つに区分し、発揮すべき機能に応じた森林整備を進めることになりました。

農林水産省が、平成 13 年 11 月 1 日に日本学術会議から「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の答申を受け、国内森林の多面的機能の貨幣価値を算定したところ、67 兆 7,831 億円/年(国民 1 人あたり約 53 万円)でした。

山梨県でも、答申に用いられた評価手法により、県内の森林の多面的機能の価値を金額に換算したところ、9,224 億円/年(県民 1 人あたり約 104 万円)でした。

山梨県の機能別評価額～( )内は全国の評価額	
①二酸化炭素吸収	216 億 3 千万円 (1 兆 2,391 億円)
②表面侵食防止	4,359 億 6 千万円 (28 兆 2,565 億円)
③表層崩壊防止	1,095 億 2 千万円 (8 兆 4,421 億円)
④洪水緩和	692 億 9 千万円 (6 兆 4,686 億円)
⑤水資源貯留	1,152 億 9 千万円 (8 兆 7,407 億円)
⑥水質浄化	1,707 億 4 千万円 (14 兆 6,361 億円)

## ③森林の保全育成に関する施策

### ア 緑化の推進(みどり自然課)

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和 25 年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増し、このみどりの中で人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

県では、21 世紀においてこのみどり資源を充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成 6 年に「自然との共生」を基本理念とし「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画－グリーンミュージアム構想の展開－(計画期間:～平成 15 年度)を策定し、自然との共生の理念に基づいた緑化施策を総合的に展開してきました。

しかし、近年の様々な社会情勢の変化に伴い、緑を取り巻く状況や県民の緑に対するニーズも変化し多様化してきたことから、新たな緑化施策への取り組みとして、時代の変化に対応した「山梨県緑化計画―緑のある風景の保全と創造―」を平成16年3月に策定しました。(計画期間:平成16年～平成25年)

本計画では、「身近な緑の質の向上」、「緑の多面的機能への期待」、「県民参加の森づくりの参加意識の向上」など、緑に対する多様な県民ニーズを踏まえて、基本目標を「緑のある風景の保全と創造」と定め、これに基づく取り組みとして「質」と「量」の2つの視点から指標を掲げ、「緑の創造、活用、保全」の3つの視点から、具体的な施策の方向を示して、新たな時代にふさわしい緑づくりを進めていくこととしています。

平成20年度に実施した、主な緑化関係事業は次のとおりです。

#### ○緑の風景創造事業

##### ・県事業

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行った。

平成20年度実施箇所:山梨高等学校、中央高等学校

##### ・市町村事業

地域のモデルとなる市町村施設に質の高い緑の創出を図るため、シンボルツリーを中心とした緑地の整備などへの補助事業を実施した。

平成20年度実施箇所:竜王中央保育園(甲斐市)、市道田富1-10号線(中央市)、鎌田川(甲府市)

#### ○緑の活用推進事業

##### ・緑化まつりの開催

緑や森林に対する関心が高まる中で、森林の果たす役割や緑化に対する県民意識の高揚を図り、県民の緑化活動への積極的な参加を促進するため、県民緑化まつりを開催し、記念式典、植樹等を実施しました。

開催日 平成20年4月26日

会場 (記念式典)すずらん群生地大駐車場、(植樹)笛吹市学校林

参加者 県民464名(一般県民、緑の少年少女隊、森林・林業団体関係者、森林ボランティア団体)

##### ・どんぐりクラブ育成事業

小学生以下の児童が森林と親しむきっかけとして、山で集めたどんぐりと緑化木の苗木を交換した。また、集めたどんぐりを養成し、環境教育等への活用を図るため、希望した小中学校等に配付した(平成20年度会員数:1,413人)。

#### ○緑の保全推進事業

樹木医をグリーンアドバイザーとして配置し、緑化相談・指導等を行うとともに、県民が主体と

なっていく緑化活動を支援するため緑サポーターの養成を行った(平成 20 年度 緑化相談件数:991 件 緑サポーター養成数:23 人)。

#### イ FSC<sup>1</sup>森林管理認証の維持・活用(県有林課)

環境に配慮した一定基準を満たす森林経営を認証する国際的なNGO組織(FSC:森林管理協議会)の審査認証により、県有林が取得した「FSC森林管理認証」(平成 20 年 3 月 12 日認証更新)を維持活用し、持続可能な森林経営をさらに推進するとともに、県有林材の付加価値向上を図ります。

FSCの 5 年毎の更新監査及び毎年の年次監査を受審するとともに、世界標準の視点を踏まえた、よりレベルの高い持続可能な森林経営に向けて改善が必要な事項(多様な生物資源のモニタリングシステムの作成など)に対応しています。

- ・認証面積 143,000ha(貸し地等の除地小班を除くすべての県有林)
- ・認証期間 平成 20 年 3 月 12 日～平成 25 年 3 月 11 日(5 年間。但し期間中毎年「年次監査」を受審)

#### ウ 保安林の管理(治山林道課)

保安林は、森林法の施行により、明治 30 年に制度化され、水源のかん養・災害の防備・生活環境の保全及び形成等の目的のため、特定の森林の区域を指定し、その保全と適切な施業を実施して、森林の有する公益的機能の維持増進を図っています。

保安林の種類	主な機能	主な指定区域
水源かん養	渇水の緩和、洪水の緩和、水質の保全	流域の上部、県有林の70%は水源かん養保安林
土砂流出防備 土砂崩壊防備	山崩れや土石の流出を防ぐ	荒廃した山地の中腹や小河川の周辺に多く、人家周辺の治山事業施工地も指定されている
防 風	農地等を風害から守る	八ヶ岳、富士山の山麓等
水害防備	洪水から人家等を守る	河川の周辺、信玄堤、万力林等
干害防備	水源かん養に準ずる	簡易水道の水源地周辺等
防 火	山火事から林地を守る	防火線の周囲等
保 健	保健休養とレクリエーション等の場として安らぎとるおいを与える	都市部近郊、登山道周辺等、櫛形山県民の森等
風 致	景観の保存等	昇仙峡等風景のすぐれた所

保安林の機能

特に本県は、四方を山に囲まれた急峻な地形と風化の進んだ花崗岩等脆弱な岩質が多く、従来から暴風雨等による山腹崩壊や洪水等幾多の大災害を被ってきました。

このため、これら荒廃した林地を治めることが林政最大の課題であるとして、重要な森林を保安林に指定し、保安施設事業等により森林の有する公益的機能の維持、強化に努めてきました。

保安林は指定目的別に 17 種類が定められています。本県では 10 種類、約 20 万ヘクタールが指定され、森林面積に占める保安林率は 57%と、全国第 5 位の高い指定率となっています。

<sup>1</sup> 世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)である森林管理協議会が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則56基準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

保安林種類	指定面積(ha)	比率(%)
水源かん養保安林	163,703	81.8
土砂流出防備保安林	34,823	17.4
土砂崩壊防備保安林	13	
防風保安林	158	0.07
水害防備保安林	112	0.06
干害防備保安林	13(174)	0.01
落石防止保安林	3	
防火保安林	26	0.01
保健保安林	1,070(11,850)	0.53
風致保安林	237	0.12
計	200,158(12,024)	100.00

保安林指定状況(平成21年3月31日現在)

( )面積は兼種保安林で外数

年度	保安林改良事業			保安林保育事業			複層林型保安林整備推進事業	
	箇所	面積(ha)	工事費(千円)	箇所	面積(ha)	工事費(千円)	箇所	工事費(千円)
11	59	268	289,265	225	2,164	700,000	※2	19,001
12	60	323	281,684	242	2,417	721,642	※2	19,652
13	82	398	357,134	219	2,218	669,866	—	—
14	74	393	376,996	213	1,944	610,378	—	—
15	82	406	345,287	377	3,002	559,039	8	38,002
16	57	290	306,730	158	1,697	445,716	7	33,293
17	57	388	284,873	160	1,475	366,844	7	39,042
18	66	466	279,974	130	1,130	280,033		
19	56	417	276,253	110	987	252,129		
20	52	358	265,062	105	1,102	258,381		

保安林整備事業の実績

保育面積は2回刈の面積等重複面積を含む。

平成12年度に特定保安林整備緊急治山事業は終了し、平成15年度からは複層林型保安林整備推進事業を実施している。

## (2)環境に配慮した農村の整備(耕地課)

### ①地域環境整備事業

本事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)を形成するために実施しています。また、多種多様な野生生物が生息できる空間(ビオトープ)の保全、回復を図るとともに、こうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としています。

平成20年度には、増穂西部地区(増穂町)において事業を実施しました。

### ②地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

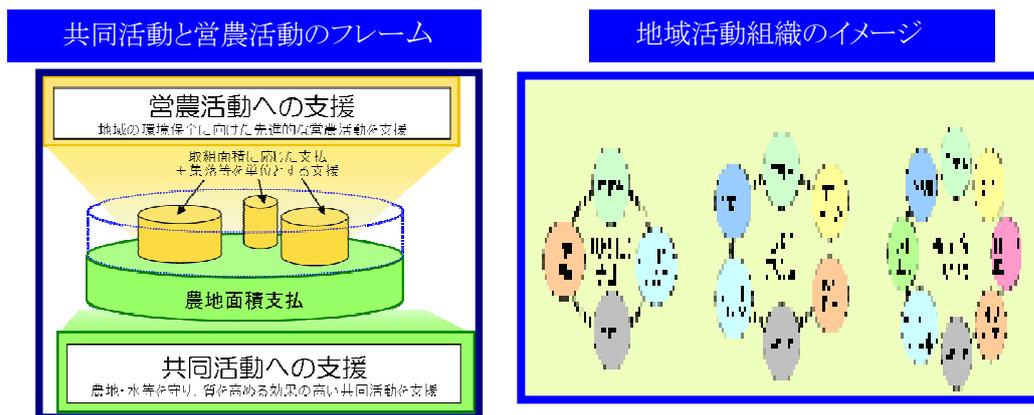
平成20年度には、小佐手地区(甲州市)、月見ヶ池(上野原市)において事業を実施しました。

## (3)農村環境保全への取り組み(耕地課)

農地や農業用施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せた県土の保全に資する生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様で公益的な機能を有しています。

このような機能を良好に発揮させるために、農地や農業用施設の保全に係る地域住民の共同活動と営農活動に支援して、農村環境の保全に努める必要があります。

このため、本施策は、地域の共同活動と営農活動に支援する施策として「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」を平成19年度からスタートし、平成20年度には21市町村105組織が取り組んでいます。



#### (4)温泉の管理指導(大気水質保全課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和 30 年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和 60 年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしており、平成 19 年度における全国の温泉地宿泊利用者数は約 1 億 3 千 5 百万人に達し、県内においても温泉宿泊利用者数は増加の傾向にあります。平成 21 年 3 月現在、県内の温泉源泉数は 431 箇所となっており、温泉開発をしている地域は県内の 25 市町村にのぼり、利用についても年間 40 万人以上の利用者を数える日帰り温泉施設が現われています(県内温泉の状況は資料編に掲載)。

温泉は本県の重要な資源であることから、温泉資源の保護を図るため、毎年行う定時定点調査や 5 年に 1 度行う温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可を審議する環境保全審議会温泉部会に審議方針を設け、温泉保護地域及び既存源泉からの掘削距離制限等を行っています。

なお、平成 17 年度からは、更なる温泉資源の保護を図るため、温泉保護地域の拡大及び距離制限の強化等を行い、また、本県を含め全国各地で発生した温泉問題を受け、温泉に関する手続き、温泉表示など説明した啓発パンフレットを作成し、温泉事業者、市町村等関係者に配布することにより、温泉表示などの利用適正化の周知徹底を図りました。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

## 2-2 野生動植物の保護

### 1 希少野生植物の保護(みどり自然課)

#### (1)山梨県レッドデータブック

本県は、全国に先駆け昭和 60 年に山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物 22 種を規制対象植物として監視体制等を強化してきました。

しかし、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成 14 年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3 年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果に基づき「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

本書は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況及び生態等について記載したものであり、動植物 628 種を掲載しています。絶滅の危険度分類の考え方は表 1 のとおりであり、植物の掲載種は 455 種(表 2 参照)、動物の掲載種は 173 種となっています(表 3 参照)。

この「山梨県レッドデータブック」は、県民情報センター、県立図書館や県内の市町村立図書館において閲覧することができます。

また、「山梨県レッドデータブック掲載種の一覧」は県のホームページにおいても閲覧することができます。

## ○ 山梨県レッドデータブックカテゴリー

表1 植物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	飼育・栽培下でのみ存続している種 県内において絶滅の危機の瀕している種
絶滅危惧 I 類		
絶滅危惧 I A 類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 I B 類 (Endangered)	EN	IA 類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 II 類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として、上位ランクに移行する可能性がある種
情報不足 (Data Deficient)	DD	評価するだけの情報が不足している種
付属資料 (Threatened Local Population)	LP	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅の恐れが高い個体群
付属資料希少な雑種 (Rare Hybrid)	RH	自然雑種と考えられる植物で、県内で希少な種

表1 動物編

カテゴリー	カテゴリー略号	定義
絶滅 (Extinct)	EX	県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (Extinct in wild)	EW	県内において飼育下等でのみ存続している種
絶滅危惧 I A 類 (Critically Endangered)	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧 I B 類 (Endangered)	EN	IA 類ほどではないが、近い将来、野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧 II 類 (Vulnerable)	VU	県内において絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられる種
準絶滅危惧 (Near Threatened)	NT	県内において存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足 (Data Deficient)	DD	本県において評価するだけの情報が不足している種

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)

カテゴリー	植 物						
	種 子 植 物						植物
	シダ植物	裸子植物	被 子 植 物				カテゴリー別
			双 子 葉 植 物		単子葉植物	ラン科	種数
離弁花植物			合弁花植物		植物*		
絶滅(EX)	0	0	0	0	0	0	0
野生絶滅(EW)	1	0	0	1	2	(2)	4
絶滅危惧 I A(CR)	24	1	28	27	40	(20)	120
絶滅危惧 I B(EN)	19	2	44	37	38	(18)	140
絶滅危惧 II 類(VU)	14	0	40	26	27	(13)	107

\*ラン科植物は単子葉植物の内数

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編)(VU以上の動物)

カテゴリー	動 物								
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆 虫 類			動物カテゴリー別 種数
						チョウ類	カミキリ類	トンボ類	
絶滅(EX)	2				1	1			4
野生絶滅(EW)									0
絶滅危惧 I A(CR)	1	2				2	1	1	8
絶滅危惧 I B(EN)	6	6				5			17
絶滅危惧 II 類(VU)	4	9	2	1	2	4			22

## (2)山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

「山梨県レッドデータブック」の作成を踏まえ、希少野生動植物の保護を図ることを目的として平成19年7月に、これまでの「高山植物の保護に関する条例」の内容をより充実させた、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

### 条例の概要

- ① 本県において絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止する。
- ② ①の指定希少野生動植物種のうち、特に違法な採取と動機となる販売等の状況を監視する必要がある種を「特定希少野生動植物種」として指定し、これらの種の個体の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付ける。
- ③ ①の希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を保護するため、開発行為などを規制することができる「生息地保護区の指定」ができることとする。
- ④ その他、希少野生動植物種の生息・生育状況を監視する希少野生動植物種保護専門員制度や、希少野生動植物種保護管理事業計画などの策定等について規定している。

### 【条例に基づく指定状況】

#### ○ 指定希少野生動植物種(22種、H20,3,31告示)

キタダケソウ(キンポウゲ科) キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科) キタダケトリカブト(キンポウゲ科) ヒイラギデンダ(オシダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネビランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイコザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科) ヒメマツカサススキ(カヤツリグサ科) ヒツジグサ(スイレン科) カリガネソウ(クマツヅラ科) ライチョウ(ライチョウ科)

#### ○ 特定希少野生動植物種(18種、H20,3,31告示)

キタダケソウ(キンポウゲ科) キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科) キタダケトリカブト(キンポウゲ科) ヒイラギデンダ(オシダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネビランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイコザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科)

#### ○ 生息地等保護区(指定なし、H20,3,31現在)

また、この条例に基づく指定希少野生動植物種のうち、特に指定種が多い高山植物について

は、希少野生動植物種保護専門員の配置のほか、山岳レンジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。山岳レンジャーについては、県山岳連盟に委託し、5月～10月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父周辺に延べ228人を配置しました。

## 2 野生鳥獣の保護(みどり自然課)

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が生息し、現在までに鳥類は236種、獣類は48種が確認されています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

ツキノワグマは生息数が全国的に減少傾向にあり、平成11、12年度に実施した生息調査の結果、県内生息数は約400頭と推定されました。この結果を基に平成13年度「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を策定し、これに基づき保護管理を行っています。イノシシはほとんどの地域に生息し、ニホンジカも八ヶ岳をはじめ主要な高山帯・亜高山帯に生息しており、近年では、個体数の増加が顕著です。

種または時期によっては農林産物に被害を及ぼす場合もあることから、有害鳥獣として捕獲される個体もあり、有害鳥獣捕獲の件数はここ数年増加の傾向にあります。

県では環境省の指針に基づき「第10次鳥獣保護事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することにしました。この計画は平成19年度から平成23年度までの5か年計画で、次の事項により構成されています。

### 鳥獣保護事業計画を構成する事項

- 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
- 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 有害鳥獣捕獲等に関する事項
- 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項
- 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項
- ツキノワグマの保護管理に関する事項
- 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
- 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### (1)鳥獣保護区等の指定

#### ①鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区<sup>2</sup>として指定しています。鳥獣保護区は、その性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、平成20年度末現在で指定されている鳥獣保護区は39ヶ所74,795.9haです。

#### ②特別保護区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定

<sup>2</sup> 鳥獣保護区においては、鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、平成 20 年度末現在、指定されている特別保護地区は 9 カ所 5,644.6ha です。

### ③休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、一定期間(2 年以内)その地域を休猟区として指定し、狩猟を禁止し、平成 20 年度末現在で 22 カ所、40,572.4ha を指定しています。

### ④特定猟具使用禁止区域

特定の猟具(銃又は特定のわな)による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では特定の猟具の使用を禁止しています。平成 20 年度末現在で 105 カ所、22,240.5ha を指定しています。

## (2)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間(5 月 10 日～5 月 16 日)関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

## (3)鳥獣センターの運営

昭和 51 年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に、傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っており、平成 20 年度における傷病鳥獣の年間持ち込み数は 303 個体でした。

## (4)鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、平成 20 年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

### ①ガン・カモ鳥類調査

調査地域は県内の河川・湖沼の 5 カ所で平成 20 年 9 月から平成 21 年 3 月まで調査しました。

### ②全国一斉のガン・カモ鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、県内 98 カ所で実施しました。

## (5)有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の特別許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種についてはその許可権限を市町村長に移譲しています。

### 市町村長に許可権限を委譲している種

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、サル、イノシシ、クマ、ニホンジカ

## (6)特定鳥獣保護管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定して、個体数の適正管理を図ることとしており、平成 16 年度にはニホンジカ、平成 17 年度にはイノシシ、平成 19 年度にはニホンザルについて特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

## (7)ツキノワグマの保護管理

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき年間の捕獲頭数を原則 40 頭として保護管理を行っています。

## (8)野生鳥獣の生息環境の改善及び放鳥

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要な給餌及び給水施設の設置等の保護措置を講じ、また、代表的な狩猟対象であるニホンキジ、ヤマドリ資源保護のため放鳥を実施しました。

## (9)狩猟の状況

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。

狩猟免許には、網猟免許、わな猟免許、第 1 種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃、空気銃)、第 2 種銃猟免許(空気銃)があります。

狩猟期間は、本県では 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日(ニホンジカとイノシシの狩猟及び放鳥獣猟区は 3 月 15 日)までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護員(73 名)等による狩猟パトロールを実施しています。

年度	狩猟免許交付			狩猟者登録者数
	更新	新規	計	
4	226	90	316	6,247
5	279	83	362	6,152
6	4,106	134	4,240	6,098
7	228	112	340	5,892
8	277	122	399	5,692
9	3,839	185	4,024	5,839
10	269	58	327	5,428
11	294	86	380	5,285
12	3,573	119	3,692	5,296
13	134	65	199	4,941
14	237	94	331	4,797
15	3,213	79	3,292	4,688
16	171	86	257	4,321
17	268	84	352	4,171
18	2,854	80	2,934	4,123
19	213	198	411	4,080
20	322	75	397	3,855

いずれも、網・わな猟、第 1 種銃猟及び第 2 種銃猟を含む。

狩猟免許交付、狩猟者登録の状況

## (10)外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。このような状況を考慮し、特定外来生物<sup>3</sup>による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行(平成 17 年 6 月 1 日)されました。法律で規制している特定外来種は、平成 18 年 9 月現在、83 種です。

<sup>3</sup> もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのあるもの。

内訳は、①哺乳類20種(タイワンザル等)、②鳥類4種(ガビチョウ等)、③は虫類6種(カミツキガメ等)、④両生類5種(オオヒキガエル等)、⑤魚類13種(オオクチバス等)、⑥昆虫類8種(ヒアリ等)、⑦無脊椎動物15種(セアカゴケグモ等)、⑧植物12種(ナガエツルノゲイトウ等)となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

## 2-3 自然公園等の管理

### 1 自然公園

#### (1) 自然公園の保護・管理(みどり自然課)

将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

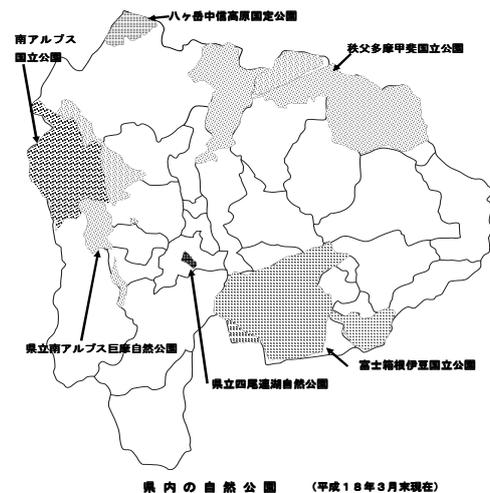
近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、開発行為等については、自然への影響を最小限に抑えるよう、法令に基づく指導等を十分に行うことが必要であり、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及等の保全施策の充実を図ることも重要です。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、平成19年には4,094万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等にあたって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舍等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。



県内の自然公園 (平成18年3月末現在)

(単位:千人)

自然公園内地域区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
<b>富士箱根伊豆国立公園</b>						
富士山(五合目)	2,275	2,059	2,319	2,071	2,507	2,876
河口湖・三ツ峠	7,794	7,899	8,306	8,396	8,736	9,156
山中湖	5,221	5,158	5,286	5,258	5,064	5,105
本栖湖・精進湖・西湖	4,217	4,051	4,287	4,210	4,170	4,567
小計	19,507	19,167	20,198	19,935	20,477	21,704
<b>秩父多摩甲斐国立公園</b>						
昇仙峡・千代田湖	4,495	4,339	4,528	5,405	5,293	5,690
大菩薩・秩父山系	533	549	617	733	794	1,554
乾徳山・西沢溪谷	1,870	1,912	1,995	2,205	2,465	2,614
金峰山・増富周辺	337	340	419	487	464	435
小計	7,235	7,140	7,559	8,830	9,016	10,293
<b>南アルプス国立公園</b>						
	525	316	537	520	475	433
<b>八ヶ岳中信高原国定公園</b>						
	5,937	6,504	6,181	6,980	7,380	7,836
<b>県立南アルプス巨摩自然公園</b>						
	550	538	580	522	496	608
<b>県立四尾連湖自然公園</b>						
	51	65	60	72	68	71
合計	33,805	33,730	35,115	36,859	37,912	40,945

自然公園利用者数の推移

区 分	許 可					届 出		公 園 事 業 同 意 ( 認 可 )				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	283	4	18	4	21	13	20	10	2	-	4	1
秩父多摩甲斐国立公園	38	1	-	-	3	2	3	-	-	-	3	-
南アルプス国立公園	11	1	3	-	8	-	-	-	-	-	-	-
八ヶ岳中信高原国定公園	5	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
県立四尾連湖自然公園	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
県立南アルプス巨摩自然公園	33	4	2	1	5	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度合計	371	11	24	5	39	15	23	10	2	0	7	1
平成19年度合計	359	8	43	9	22	21	30	9	3	2	11	2
平成18年度合計	328	16	30	4	26	11	31	9	3	2	12	4
平成17年度合計	390	11	31	3	54	16	32	11	2	2	14	1
平成16年度合計	329	8	28	5	43	16	34	23	4	10	24	1
平成15年度合計	348	7	16	3	51	16	29	16	3	14	19	7
平成14年度合計	386	7	22	7	30	11	32	11	1	-	16	8
平成13年度合計	293	7	15	9	12	13	22	11	3	-	16	1
平成12年度合計	389	7	25	11	10	8	21	9	6	1	15	4
平成11年度合計	334	5	17	11	20	11	16	7	6	3	16	3
平成10年度合計	279	14	18	6	18	14	14	12	2	3	14	6

自然公園内の許可等の処理状況

## ①公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集团的に整備する集団施設地区と道路、宿舎などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

## ②公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。公園計画の「再検討」とは、

公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業のことであり、公園計画の「点検」は、「再検討」が終了した公園について、概ね 5 年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

### ③富士箱根伊豆国立公園

昭和 11 年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、昭和 52 年に環境庁（現環境省）から地種区分案が本県に提示されました。これ以来、県は環境庁の地種区分案を基に、関係市町村等と協議を重ね、平成 8 年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。再検討から概ね 5 年ごとに、公園計画の見直し作業、点検が行われるため、平成 15 年度から点検作業が開始され、平成 18 年 3 月 22 日に新公園計画がスタートしました。なお、今回の点検において、懸案であった本栖湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。

### ④秩父多摩甲斐国立公園

昭和 25 年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成 10 年 3 月に環境庁（現環境省）から地種区分の事務所修正案が本県に提示され、関係市町村等の合意が得られたことから、同年 4 月、環境庁に同意の旨を回答し、平成 12 年 4 月、環境庁から示された最終原案に異議ない旨を回答しました。これらを受け、平成 12 年 8 月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。その後、約 5 年を経過したことから、環境省では平成 17 年 12 月に県及び関係市町村を対象に公園計画点検にかかる説明会を開催し、見直し・点検作業をを経て平成 20 年 2 月に公園計画が一部変更され、現在に至っています。

#### ※「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の 1 都 3 県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和 62 年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成 12 年 8 月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

### ⑤南アルプス国立公園

昭和 39 年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化がある中で、必要な施設を整備することが自然保護につながるという考え方も出てきています。

### ⑥八ヶ岳中信高原国定公園

昭和 39 年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施しました。なお、今回の点検において、既存の車道、休憩所、宿舎及び野営場を利用計画に位置づけるとともに、新たにスキー場を利用計画に追加しました。保護計画

の川俣東沢溪谷の主要部分の第1種特別地域への変更及び利用計画の集団施設地区の拡張については旧環境庁に申出を行うとともに、県は利用計画におけるスキー場計画について追加変更の告示を行いました。

## (2)自然公園内における規制(みどり自然課)

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられています。

このため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されており、さらに知事が行う事務についても、本庁の事務と出先機関の事務に分かれています。特に取扱件数の多い富士箱根伊豆国立公園については、富士・東部林務環境事務所に専任の非常勤嘱託を配置して円滑な事務処理に努めています。

## (3)自然公園美化推進事業(観光資源課)

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

### ①富士山美化清掃事業(富士山美化啓発清掃活動費補助金)

・富士山及びその周辺の環境美化清掃活動等に対する補助

・補助事業者

ア 富士山及び周辺美化推進協議会(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村他)

イ (財)富士山をきれいにする会(YBSグループ他)

### ②観光地美化推進事業(富士の国やまなし山岳観光地美化活動補助金)

・山岳観光地における清掃活動に対する補助

・補助事業者

南アルプス美化推進協議会(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)、甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会(甲府市、山梨市、北杜市、甲州市)、北杜市観光協会

## 2 自然環境保全地区等(みどり自然課)

### (1)自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。自然環境保全地区については、現在、31地区3,650ha(自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5

地区 117ha、自然活用地区1地区 91ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物 38カ所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民 216人、県関係職員・市町村職員 49人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

## (2)自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

## 2-4 自然とのふれあいの増進

### (1)「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営(みどり自然課)

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができ、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを享受してきたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。

なお、平成20年度の利用者は99,191人で、平成6年11月のセンター開館から平成21年3月までの累計利用者数は、1,211,160人です。

#### 八ヶ岳環境と文化のむら

##### ・センター地区

八ヶ岳自然ふれあいセンター：鉄骨平屋建 798.66㎡  
園地：2,018㎡自然観察路：W=1.5m L=1,270m

##### ・スポット地区

- ①水と風切の里(北杜市高根町清里)
- ②清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)
- ③星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)
- ④体験農場と清流の里(北杜市大泉町西井出)
- ⑤泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉村谷戸)
- ⑥トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)
- ⑦オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)
- ⑧ふるさと歴史公園(北杜市小淵沢町上深沢)
- ⑨すずらん池と水辺の里(北杜市小淵沢町井詰原)
- ⑩大滝名水と緑の里(北杜市小淵沢町上笹尾)
- ⑪馬場の里(北杜市小淵沢町下笹尾)

## (2)やまなし野鳥観察地の選定(みどり自然課)

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。

そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15箇所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申を受け、平成10年3月に決定しました。

県では、やまなし野鳥観察地として選定した15箇所には、案内板を設置して周知に努めています。

	指定場所	観察ポイント
1	武田の杜(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜が池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2	貢川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3	西沢溪谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4	乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5	シルクの里公園周辺(豊富村)	郷土資料館～山之神展望台
6	四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7	三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(増穂町、市川三郷町、南アルプス市、鵜沢町)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ) 注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8	精進湖パノラマ台(上九一色村)	パノラマ台下～パノラマ台
9	県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10	井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11	「フレンドパークむかわ」周辺(北杜市)	「フレンドパークむかわ」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12	山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔～ママの森～平野
13	河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14	三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15	大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

やまなし野鳥観察地

## (3)緑サポーター養成事業(みどり自然課)

緑サポーター養成事業は、緑化に関心の高い方々を対象に、樹木医が指導者となって地域内の緑の保全に関する相談、指導等の補助的な活動を行う者を養成するために実施されています。事業の内容は、身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、土壌の改良や管理等の講義と現地研修であり、研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、認定機関である(財)日本緑化センターから「緑サポーター」の称号が与えられます。樹木医の指導の下、年間30日以上、緑サポーターの活動を行った場合、この年度が樹木医試験の受験資格に必要な実務経験年数(通算7年)に算入されます。

本県では、県民が主体となって行う身近な緑化活動を支援するため、平成14年度から緑サポーター養成研修を実施しており、平成20年度末現在139名が緑サポーターとして登録されています。

#### (4)「森林文化の森」の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12箇所「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

##### 〈利用促進策の展開〉

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページ、チラシなどを通じて情報提供を行っています。

##### ①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

##### ②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

##### ③整備箇所

- ・釜無水源の森 峡北地域(北杜市白州町)
- ・八ヶ岳の森 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町)
- ・瑞牆の森 峡北地域(北杜市須玉町)
- ・乙女高原の森 東山梨地域(山梨市牧丘町)
- ・兜山の森 東山梨地域(笛吹市春日居町)
- ・大菩薩の森 東山梨地域(甲州市塩山)
- ・小金沢シオジの森 東部地域(大月市)
- ・稲山の森 東八代地域(笛吹市八代町)
- ・河口の森 富士北麓地域(富士河口湖町)
- ・十谷の森 峡南地域(鯉沢町)
- ・本栖の森 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町)
- ・思親山の森 峡南地域(南部町)

#### (5)水辺環境の整備

##### ①河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。

また、PI手法<sup>4</sup>を取り入れた都留市の鹿留川、市街地を流下する河川の自然再生を目的とした甲府市の相川、子供たちの総合学習の場としても利用が期待される笛吹市の渋川等地域の意見を多

<sup>4</sup> パブリックインボルブメント手法。計画づくりの初期の段階から、関係する市民等(市民、企業、道路利用者など)に情報を提供したうえで、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映していく市民参画手法をいう。

く取り入れた河川空間の整備を進めています。

## ②砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境に恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。自然環境との調和や周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した砂防施設の整備により、緑と水辺の快適な溪流空間を確保することが望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、生活関連土木施設整備事業等により、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の溪畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、自然環境を後世に伝えるため「自然と共生できる砂防」をテーマに事業を推進していきます。

## (6)やすらぎ空間の整備(農村振興課)

近年、健康的でゆとりのある生活と自然や安らぎを求める都市住民が増え、グリーン・ツーリズムに対する関心が高まっています。このような状況を背景として本県では、グリーン・ツーリズムの取り組みを推進するため、地域資源を活用した魅力ある交流拠点や体験交流空間などの整備に対して「やすらぎ空間整備事業」により支援を行っています。

整備できる施設	内容
都市農村交流促進施設	特産品・文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所及び伝統文化継承施設等並びに附帯施設の整備
市民農園	農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設(休憩所、更衣室等)農機具収納施設、コミュニティ広場及び福祉活用促進施設並びに附帯施設の整備
廃校・廃屋改修交流施設	廃校の改修・移設及び廃屋の改修・移設並びに附帯施設の整備
水辺修景・景観保全施設	散策道、案内板及び駐車場等簡易な施設整備並びに電柱の埋設工事等の整備

## (7)山岳環境保全対策(観光資源課)

近年、自然志向の高まり等を背景に、自然公園をはじめとする県内の山々にも多くの人々が訪れています。しかし、一方では、そうした登山客等の増加に伴い、特に登山シーズンのピーク時においてごみ・し尿の不適正な処理、高山植物の踏み荒らし等、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。本県においても、平成9年の北岳大樺沢の沢水大腸菌汚染に端を発した、山岳地域におけるトイレ・し尿処理問題に対応する必要があることから、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

### 平成20年度実施事業:北岳二俣仮設トイレ

平成11年から毎年仮設により設置しており、平成20年においても夏山シーズン中に設置した。

- ・処理方式 バイオ方式(杉チップ使用)
- ・設置台数 2基
- ・供用期間 平成20年8月20日～10月14日
- ・利用者数 5,633人(1日平均58人)

## 2-5 環境影響評価制度の実施等

### 1 経緯(環境創造課)

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、平成2年9月に制定した「山梨県環境影響評価等指導要綱」に基づき、事業者の理解と協力により環境アセスメント制度<sup>5</sup>を運用してきました。

しかし、環境問題を取り巻く社会の関心や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境アセスメント制度が担うべき役割が変化すると同時に、環境影響評価法による「法的枠組み」の構築に合わせ、「山梨県環境影響評価条例」を公布(平成10年3月27日)しました。

条例は、制度の公平性と透明性の確保のため、県民意識調査、インターネットによる意見募集、県民からの意見聴取会、環境審議会における審議等により、多方面からの意見を加味して、基本的事項を規定しています。

#### 条例の基本的事項

- ・地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・環境影響評価法と同様にスクリーニングから始まる手続を導入
- ・恵まれた自然に配慮した対象事業の種類、規模、評価項目を採用
- ・環境アセスメントの各段階での住民意見提出機会の確保
- ・方法書段階からの公聴会の実施
- ・事業の実施中や供用後のモニタリング調査の導入
- ・環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

これらは、環境影響評価法に定める制度や、従来の本県及び他県の制度に比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において、全国的に見ても充実した制度となるよう詳細を定めたものです。

### 2 実施状況(環境創造課)

#### (1)現在手続き中の事業

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
一般国道の改築	都市計画道路 甲府外郭環状道路北区間	4車線 15Km	国土交通省 関東地方整備局長 (都市計画特例適用事業)	H17.7～	方法書手続終了 法第1種事業
一般国道の改築	都市計画道路 甲府外郭環状道路東区間	4車線 9Km	国土交通省 関東地方整備局長 (都市計画特例適用事業)	H18.12～	方法書手続終了 法第2種事業
ごみ焼却施設の設置	甲府・峡東地域ごみ処理施設及び廃棄物最終処分場整備事業	ごみ処理能力 17.5 t/h	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、(財)山梨県環境整備事業団	H19.5～	方法書手続終了 条例第二分類事業

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例 手続き状況(H21.3月末現在)

<sup>5</sup> 大規模な開発事業を行おうとする時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長の意見を聴きながら調査(現地調査や文献調査による環境の状況把握)、予測(調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測)により明らかにするとともに、評価(環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討)の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

## (2)これまでの実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理事業	昭和町常永土地区画整理事業	63.4ha	昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会	H17.3～H18.11	条例第二分類事業工事中

### 山梨県環境影響評価条例の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地	東大月ニュータウン開発事業	面積:73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、(株)エステイランドシステム	H4.2～H5.5	第2種事業 H10.5 造成完了
住宅団地・工業団地	米倉山ニュータウン造成事業	面積:44.7ha	山梨県土地開発公社	H6.3～H6.12	第2種事業工事中 断中
下水道終末処理場	桂川清流センター建設計画	面積:11.4ha、計画処理人口:163千人	山梨県	H8.3～H8.11	第2種事業工事中
レクリエーション事業	サンパーク明野第2期計画	面積:101.6ha	湘南観光開発(株)	H9.10～H10.3	第2種事業
住宅団地	本栖土地開発	面積:75.5ha	富士急行(株)	H10.6～H11.2	第2種事業

↓第2種事業に準じて手続きを実施

廃棄物の処理施設	明野クリーンセンター(仮称)建設事業	面積:8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H8.6～H8.12	第2種事業対象規模10ha未満 H21.5 供用開始
----------	--------------------	----------	---------------	------------	----------------------------

### 山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道増穂双葉線(増穂町～白根町間)	8km	建設省関東地方建設局	H2.6～H3.3	建設省要綱 H18.12 供用開始
高速道路	中部横断自動車道白根双葉幹線	7km	山梨県	H2.8～H3.3	建設省要綱 H14.3 供用開始
高速道路	中央自動車道富士吉田線改築(上野原～大月市)	2車線増築 21km	建設省関東地方建設局	H2.8～H3.3	建設省要綱 H15.3 供用開始
水力発電所	葛野川発電所	160万kw	東京電力(株)	H3.1～H3.10	通産省要綱 H10.5 完成
高速道路	高規格幹線道路富沢増穂線	46.4km	建設省関東地方建設局	H8.7～H8.10	建設省要綱 工事中
一般国道	西関東道路一般国道140号(山梨市～甲府市間)	4車線 6.2km	山梨県	H8.11～H9.4	建設省要綱 H18.12 供用開始

### 国の要綱に基づく環境影響評価の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リニアモーターカー実験線	リニアモーターカー山梨実験線	延長:42.8km	東海旅客鉄道(株)、(財)鉄道総合技術研究所、日本鉄道建設公団	H2.7～H2.9	H9.4 実験開始
送電線路	葛野川線建設事業	50万V 延長:19.0Km	東京電力(株)	H7.9～H7.12	H10.11 完成

### 県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績